

議員全員協議会会議録

(令和3年12月17日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和3年12月17日（金）
招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
議員	尾崎恵一	議員	嘉喜山茂
議員	池田栄次	議員	吉田茂生
議員	少林法子	議員	石川秀夫
議員	金繁典子	議員	鷹野正志
議員	中野光博	議員	山下正敏
議員	那須芳人	議員	吉村直城

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

なし

本日の議員全員協議会に付した案件

(1) 問責決議動議成立後の趣旨説明及び弁明

開会	10時28分
閉会	10時57分

○佐々木副議長 それでは、全員協議会を開催いたします。

○原田議長 それでは初めに、趣旨説明をお願いいたします。
(発言する者あり)

○原田議長 タブレットに入っていないな。入っとるやろ。
入っとる。
入っていないやろ。書面で出来ますかね。
(発言する者あり)

○原田議長 すいません。暫時休憩してください。
(休憩)

○原田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
タブレット入りましたかね。まだ。

○本多事務局長 ちょっと、まだ議事日程に入っていないので、とりあえず紙で。
(発言する者あり)

○原田議長 それでは、趣旨説明をお願いいたします。
石川議員。

○石川議員 今回、問責決議ということで、金繁典子議会活性化特別委員長に対する、問責決議趣旨内容でございますが、住民の代表である議員、そして、その議員模範となるべき特別委員長の任に、下記の言動をもとに、その資質に疑義が生じたので、問責するものである。

1、住民の代表である議員の最も重要な基本的権限、表決権を9月の本会議及び12月14日の請願審査の表決を放棄して退出した。9月、12月と連続で表決権を放棄したことは看過出来ない。

2、12月14日の公開請願審査の中で、特定の職員を事件が確定していない中、まるで故意の犯罪者のように扱う言動は、パワーハラスメントのみならず、業務に邁進している全職員への士気を著しく低下させ、甚大なる影響を及ぼすことが推察されるため、到底看過できるものではありません。

これが請願趣旨で、問責決議の趣旨でございます。

○原田議長 鷹野議員。

○鷹野議員 ちょっと、今あの1番で、9月の本会議じゃなくて、これ臨時議会の時やなかったですかね。
本会議。

(発言する者あり)

○原田議長 はい、次に、金繁議員の弁明を許します。

○金繁議員 あの、確認をその前にしたいんですけど、中身の確認を。

○原田議長 はい。はい、どうぞ金繁議員。

○金繁議員 はい、中身の確認をさしてください。

まず1について、表決権を、9月の臨時会で放棄して退出したということなんですけれども、この前の請願でもそうだったんですけども、一度、議会が閉会した後は、その中での議決内容に関しては、後続蒸し返すことは、控えるべきだというのが、当然議員の常識だと思うんですけども、まさに懲罰委員会の委員長の発言を間違っているというのも、そういう問題点、論点があったと思います。なので、それとの整合性、これ9月の本議会の内容を持ち出すことが、いいのかどうかという点を一つ確認してください。

2番については、まるで故意の犯罪者のように扱う言動というのを、具体的に教えてください。

2点お願いします。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 この1点目のですね表決権、私は、議員としてだったら理解はするんですが、もう既に委員長という立場で、その範となるべき議員の範となるべき委員長として、連続でこの表決権を放棄したということ自身は許されぬこと。

(発言する者あり)

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 私が聞いている点は、私が確認したい点は、臨時会、既に決議されました。その内容を、議会が閉会した後、蒸し返していいんですかねという点です。

○原田議長 石川議員。

○石川議員 私が1番で述べてるのは、事実を述べてるだけであって、議事の内容とか、そういうことを問うとるものではございません。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 事実も含み、議会の中で、私が表決において退席したという意思表示ですから、そして、そこで表決が決まったわけなので、その内容を閉会後に蒸し返す方がいいのか。

(発言する者あり)

○金繁議員 これ、どうなんでしょう法的に正確なことをお伺いしたいんですけど。

○原田議長 事務局答弁出来ますか。

(発言する者あり)

○原田議長 それは閉会後の、委員会ということですよ、今言ってるのは。

○金繁議員 閉会後に、はい。

○原田議長 その委員会の中でということですか。

○金繁議員 そうですね。

○原田議長 はい。本多事務局長。

○本多事務局長 はい。表決の件についてですね、議員必携にも書いてある内容について、読まさせていただきます。

議員は、住民の代表である以上は、議会の会議に出席し、表決権を行使する権利を有すると同時に、その義務がある。それが、表決権を行使しないとあれば、住民の信託に応えないことになり、議員としての職責を果たせないということになるわけで、棄権は厳に慎まなければならないというふうに書かれております。

以上です。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい。やはり私の質問には答えていただけてないんですけど、具体的に言うと、もうこんなことは蒸し返したくはないんですけど、総務文教委員会の中で、2年前ですか3年前の懲罰委員会の委員長の発言を引用して、委員長は間違っとなると、全員一致と言ったのは間違ってるという発言がありました。で、委員長からも質問が来ていると思います。確認ですので、確認次第できればやめます。

○原田議長 ちょっと待って。

(発言する者あり)

○金繁議員 すいません。私発言してますんで、お待ちください。

○原田議長 ちょっと待って最後まで。

○金繁議員 確認しないと、中入れないんで内容にね。はい。で、だから同じことじゃないですか、総務文教委員会で、過去の本会議の内容について、どうこう言ったという点を、やっぱり問題になっているわけですよ。それと同じことをまたやるということですかね。

(発言する者あり)

○金繁議員 はい、確認は終わりました。

○原田議長 山下議員。

○山下議員 私は、議運の委員長として。これ当然弁明の権利があります。弁明というのは、自分の意見を言うことで、弁明、よく聞いてください。質問をすることではないですこの場は。

○金繁議員 確認です。

○山下議員 確認も出来ません。

出来ません。弁明です。

今は質問でしょう、確認も質問。

(発言する者あり)

○原田議長 ちょっと待って、まだ発言しよる。

○山下議員 だから、私はこれ、今質問になっているんで、もう自分の意見だけ弁明して、それで終わるべきだと。

石川議員に対しての質問、確認は要らないと思います。

それが本当の議会の流れではないんですか。

○原田議長 弁明の中で今のも言ってください。弁明、今から弁明を許します。

(発言する者あり)

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 はい。2番もあるんですけども、今言ってた、確認したかったのは1です。こういうことをしていいんですかっていうのが1点。それから2番目については、まるで故意の犯罪者のように扱う言動というのが、具体的にどの発言を指すのか。これをわからないまま、弁明も何も出来ないんですよ。はい。という主張です。

○原田議長 はい、わかりました。

(発言する者あり)

○原田議長 石川議員、今の具体的な内容について。

石川議員。

○石川議員 悪いことをした職員が、満額の退職金を受け取り、このまま年金生活を送っているんですか、という発言があったというふうに私は記憶しています。

(発言する者あり)

○原田議長 山下議員。

○山下議員 先ほどの私の意見は。弁明なんで、確認とか質問する場ではないんですよこれ。金繁議員が、自分の言いたいことを弁明して、それで終わりなんです。

○原田議長 金繁議員。

○金繁議員 総務文教委員会の中での発言について、これだけいろいろとあって、ようやく議事録の抹消についても、昨日解決をすることが出来ました。

同じことをまたやっていいんですかということですよ。

閉会后に、会期中に行った意思表示、私の意思表示を蒸し返して。それでね、議会が、もうそれ例えやってはいけないことであっても、もうそれでいくんだと、議長が判断されていくんだったらそれはそれでいいですよ。だけど、一応確認は出来たらと思いました。

○原田議長 閉会后ということなんやが。どう、違う。

会期中じゃなかったですかね、どうやった。

(発言する者あり)

○原田議長 はいはい。吉村議員。

○吉村議員 これちょっと、先ほどから聞いとるんですけども・・・なっとんですけども、これ問責の要件を満たしてないんじゃないですか。私はそう思います。

○原田議長 はい。那須議員。

○那須議員 問責を満たしてないかどうかというのは、またこの後、問責の中で議論していくものなので、どういうことがあろうが、動議が提出され、それを受理したので、そこはやらんといけませんね。

で、金繁議員もいろいろとあるでしょうけれども、やっぱり、パワーハラスメントそれはもう言いがかりだとか、そういう弁明はしてもいいですけども、これについて、これについてってのは、それはちょっと本人は納得出来んかもしれませんが、それは言うてはいけないことやと私は思いますね。

○原田議長 はい。金繁議員。弁明を許します。

○金繁議員 あの1については、すいません確認です。

これ本当やっていいですか、議長同じ過ちを繰り返すことになりませんか。

○原田議長 会期中やろ。

(発言する者あり)

○原田議長 はい。那須議員。

○那須議員 問責の、もし時効があるのなら、それはもういけませんけれども、ないんであれば過去にさかのぼってこういうことは、いくらでも出そうと思えば出せるんですよ。その辺は、法律にのっとって、処理せんといけませんけれども、問責の時効はあるんですか、ないんですか。

○原田議長 本多事務局長。

○本多事務局長 はい。問責の時効はないです。

懲罰の件につきましてはですね、懲罰でしたら、同じ会期中にですね、懲罰事案があった後、3日以内というような規制があるんですが、問責についてはそういった機関意思の決定ですので、そういった決まりはございません。

以上です。

○原田議長 はい。そういうことです。

はい、金繁議員の弁明を許します。

○金繁議員 はい、わかりました。

じゃあ、私が1点目で指摘した点について、議会としてやっていいかどうかということは、私はやってはいけないと思うんですけども、それはスキップして進めるということで承諾いたします。

で、あと弁明についてさしていただきます。

まず1点目についてなんですけれども、表決権の放棄は看過出来ないと力強く書かれています。確かに、住民の代表者である議員の最も重要な基本的権限なんですけれども、またこれを放棄することも、議員の大事な権限です。意思表示です。政治的な行為です。私はこの問責、1点目については理由がなく、むしろ問題点が二つあると思います。

一つはですね、先ほど申しましたように、最も重要な基本的権限ですけども、同時に棄権することも、住民の代表である議員にとって、時に必要な意思表示であり、政治的意味を持つということです。表決に備えて、議員は事前に十分に資料を集めて、町民の声を聞き思考をめぐらせます。それでも、なお棄権せざるを得ない、棄権することがむしろ有効な意思表示となる場合があります。

石川議員の御指摘の、まず9月の議会での教育長任命について弁明します。私は事前に、今の時代の教育委員会制度における教育長に必要とされる資質とは何かを勉強しようと思ひ、専門的知見も取り寄せて、そして多くの町民の声も聞きました。で、議会に臨みました。しかし、議会当日、私たち議員に渡されたのは、たった1枚の紙切れの情報。しかもその中身は、候補者の学歴と職歴だけが箇条書にされたもので、教育に関する記述はありませんでした。そこで、その点を質疑の中で、私は町長に問いました。がしかし、残念ながら町長から、

P T Aに参加されていたという一点を除き、十分な情報を得ることが出来ませんでした。それゆえ、私には、この任命の適否を判断する十分な資料がないと考えて、退席をしました。この質疑のとき、私以外の愛南町議会の議員さんは、一切質疑をしませんでした。私だけが質疑をしました。ですから、そのまま全員がこの任命に賛成になるよりも、私は1人の議員として、1人の議員が質疑と棄権という意思表示をしたことで、私は次回から、町から十分な判断資料の提供を期待しますよということを表明出来たと考えています。

2点目の、12月14日の請願審査の表決を放棄したという指摘なんですけれども、ここでも同様、私は事前に関係議事録、それから法令に目を通して、議事録音も確認、事務局でさせていただきました。その上、関係者へのヒアリングも行いました。

その結果、この請願の3項目ある請願のうちの一つに、私としては憲法の定める内心の自由、憲法19条を侵害する恐れがあるのではないかと考えて、3項目の項目別の審議、採択が出来ないのか。

議会前に、全国町村議会議長会に確認しました。愛南町では、議会では前例がなかったからです。そのお答えとしては、出来ますよということでした。もちろんしなくてもいい、それは委員会で決することですよというアドバイスをいただきました。

そこで審査当日、採決では、一つの請願として扱うことになったので、先の危険を回避するために退席しました。ただ、この項目も、そこまで読み込まないことも可能であると考えています。これは本当に非常に難しい選択だったと思います。

このように、議員として事前の準備、それから審議を尽くしても、棄権という意思表示をせざるを得ない事案が、どうしても私はあると思います。だからこそ、国会においても、表決権はこれを放棄できると明記されてるんですね。その上、懲罰規定もありません。当然、国会議員も県議会議員も、退席が行われています。

この、石川議員の1番目の表決権を放棄したということで、私は問責をされる理由はないと思います。

2点目について、まるで故意の犯罪者のように扱う言動は、パワーハラスメントであったという、石川議員の感想ですけれども、私が表現していたのは、繰り返し町のほうが、町長も、そして町長のほうが、全て一番最近の不許可処分の事案については、一切の責任が町にあると何度も断言されています。

その中で、町民、そして町長から、そして町の側から、この事件がどうなっているのかという説明も全く十分になされていません。今週の月曜日には調停があるという一言だけ、箇条書で町からいただきましたけれども、その内容、それから今後どんな損害賠償を請求されるのか、裁判になるのか、町民の方たちは貴重な血税が、不許可処分、町が認めた不許可処分に使われるということに、憤慨の気持ちを募らせています。

その中で私が引用した、悪いことをして、そのまま満額の退職金もらって、年金っていうのはおかしいんじゃないという町民の方たちからのお声を複数聞きました。そのことを引用させていただきました。まさに、町民の意見そのものを引用させていただきました。

で、後で百条委員会の請願の審査がありますけれども、私は、町が一方的に悪いと認めているこの件について、本来なら、議会が調査をして、本当に担当者、町長、今は責任があると認めますけれども、本当は責任がなかったんじゃないかということも、委員会だからこそ、客観的に調べることができると考えています。といいますのも、もし万が一、町のほうが、相手方から不当な要求をされていて、それに対して、十分な何らかの事由があって、十分な反論をすることが出来ず、それをのんでしまって、損害賠償を支払うということだって十分あり得ます。

そういう意味でも、職員さんの疑惑を晴らすという意味でも、私は百条委員会で、この議会が客観的に調査することが必要だと考えています。

以上、私からの弁明とさせていただきます。

○原田議長 はい。この後の流れについて、事務局より説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 はい。説明をさせていただきます。

現段階では、動議が成立したところです。

この後ですね、本会議で今日の日程に追加し、追加日程第1として議題とする採決を行います。ここで採決されなければ、議題に追加されませんのでよろしくお願いします。可決された場合は、追加日程第1として日程を追加することになります。

では、これからは追加日程第1として可決された場合で、説明をさせていただきます。初めに金繁議員の退場を求めます。次に提案議員は、演壇に進んでいただき趣旨説明をしていただきます。その後、退席されている金繁議員からの弁明の申出がありましたら、議会に諮って、同意を得られれば、弁明の機会を設けることになります。その後、再び退場を求めます。

次に、再度提案議員に演壇に上がっていただきまして、質疑、討論、採決の流れで進みます。

以上です。

○原田議長 それでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田議長 はい。では、全協を終わります。

愛南町議会議長